

リモケア・サービス利用約款

2019年8月20日 制定

第1条(約款の適用)

一般社団法人がん哲学外来(以下、「当社」といいます。)は、このリモケア・サービス利用約款(以下、「本約款」といいます。)により、サービスの提供条件及び利用に関する契約者と当社との間の権利義務関係等を定め、契約者にリモケア・サービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2. 本約款の内容と本サービスに係るその他の取り決めの内容が矛盾する場合は、その他の取り決めの内容が優先して適用されません。

第2条(約款の変更)

当社は、当社所定の方法により、事前に契約者に通知することで、本約款の全部または一部を変更することができます。但し、緊急止むを得ないと当社が判断するときには、事前に通知することなく変更することができます。

2. 前項の変更がなされた場合は、契約者には変更後の利用約款が適用となり、契約者は変更に同意したものとみなします。

第3条(用語の定義)

本約款において次の各号の用語の意味は、当該各号に定める通りとします。

用語	定義
1 リモケア・サービス	当社が企画・運営するオンライン診療等向けのサービスパッケージ。テレビ電話機能及び患者情報共有機能を主とする専用システムサービス、専用通信サービス、専用端末レンタルサービスをワンパッケージにしたものをいいます。
2 オンライン診療	対面による診療と組み合わせながら、情報通信機器を活用し、リアルタイムでのコミュニケーションが可能なオンラインシステム等の通信技術を用いた診療や医学管理のことをいいます。
3 契約者	当社から本サービスの提供を受ける為に、本約款に従うことを承認し、利用者基本情報を申請し当社の承認を受けた者をいいます。
4 個別契約	契約者が、当社との間で締結する専用端末の利用契約をいいます。
5 登録医療機関	契約者の内、本サービスを利用して、利用患者にオンライン診療等を行う病院及び診療所のことをいいます。
6 登録サービス事業者	契約者の内、本サービスを利用して、利用患者と遠隔コミュニケーションを行うサービス事業者のことをいいます。
7 登録医師	登録医療機関に属し、本サービスを利用する為に、当社による顔認証登録を受ける医師のことをいいます。
8 登録管理者	登録サービス事業者に属し、本サービスを利用するために、当社による顔認証登録を受ける者をいいます。

9	登録医療スタッフ	登録医療機関または登録サービス事業者に属し、本サービスを利用する為に、登録医師又は登録管理者による顔認証登録を受ける医療従事者のことをいいます。
10	利用患者	本サービスを利用して、登録医療機関からオンライン診療等を受ける個人のことをいいます。
11	専用端末	本サービスの提供を目的として、当社が契約者にレンタル提供する専用のパーソナルコンピュータ及びその附属品のことをいいます。専用端末の内、登録医師が使用するものを「医師用端末」、登録管理者及び登録医療スタッフが使用するものを「医療スタッフ用端末」、利用患者が利用するものを「患者用端末」といいます。
12	専用サーバー	専用システムサービスを提供するコンピューターのことをいい、当社が指定する電気通信事業者の電気通信設備により、第三者との共有利用は行わない専用利用となっています。
13	指定場所	所定の環境条件を満たす専用端末の設置場所のことで、契約者がサービス申込時に指定した「端末送付先住所」のことをいいます。
14	契約者マイページ	当社が契約者毎に提供する専用のウェブサイトのことをいい、契約者に関する基本情報の確認やサービス利用の申し込み、あるいは解約等を行うことができます。
15	契約者アカウント	契約者マイページにログインする為のログインIDとパスワードで、契約者毎に発行する契約者識別符号及び認証番号のことをいいます。
16	SIMカード	専用通信サービスを構成する移動無線サービスにて識別される電話番号その他の情報を記憶するICカードで、専用端末に実装されたものをいいます。

第4条(本サービスの内容)

本サービスの内容内訳は次の通りとします。

ワンパッケージ提供	1	専用システムサービス
		専用サーバーと端末アプリケーションによって構成された、テレビ電話機能及び患者情報共有機能を主とするオンライン診療等を行う為の電気通信サービスで、他社サービスとは隔絶された専用システムのことをいいます。
	2	専用通信サービス
		前項サービスを利用する為に専用サーバーと端末アプリケーションとの間で相互通信を実現する電気通信サービスのことをいいます。当社が指定する電気通信事業者による移動無線基地局設備と、インターネットとは隔絶された専用閉域ネットワークで構成されています。
	3	専用端末レンタルサービス
		当社が契約者に貸し出す専用端末のレンタルサービスのことをいい、端末アプリケーション及びSIMカードを内蔵しています。

第5条(サービス提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国政府が定める避難指示区域を除く、日本国内に限定します。提供区域内であっても、移動無線の電波の伝わらない、もしくは伝わりにくいところでは、指定場所にすることができない場合があります。

第6条(利用者基本情報等)

本サービスの利用を希望する者は、本サービス紹介のウェブサイトにて仮申込を行った上、申込サイトから利用者基本情報を申請します。当社は申請を受け付けた順序に従って審査を行い、申請を承認する場合は契約者アカウントを発行し、当社所定の方法で、契約者マイページと共に当該申請者に対し通知を行います。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請を承認しないことがあります。また、申請の承認後においても、各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、契約者アカウントを利用できなくなることがあります。

- (1)申請内容に虚偽の記載、誤記または記入漏れがあったとき
- (2)本約款上の義務を怠る虞があることが明らかなき
- (3)過去に本約款に違反した事実があると判明したとき
- (4)その他、当社が当社の業務の遂行に支障があると判断したとき

3. 当社が第1項の承認をすると同時に、申請者は、本約款に同意したものとみなし、本約款が適用となります。

第7条(個別契約)

契約者が本サービスの利用を希望する場合は、契約者マイページで、利用を希望する専用端末の種別と数量、通信容量の種別、並びに必要な所定の情報の申請、または申込を行います。

2. 医師用端末の申請について、当社は、医師免許等によって利用予定者が医師であることを確認した後に、これを承認します。
3. 登録管理者が利用する医療スタッフ用端末の申請について、当社は、写真付身分証明書によって利用予定者を確認した後に、これを承認します。
4. その他の端末、並びに通信容量増量の申込について、当社は、契約者が申込を行った時点でこれを承認したものとみなします。
5. 個別契約は、前2項の申請、または申込を、当社が承認した日に成立したものとみなします。
6. 契約者は、前項の個別契約成立日から第10条第1項に規定するサービス開始日まで個別契約の取り下げを行う場合、違約金として、当該個別契約に係わる第26条に規定する手数料金、及び月額利用料の14カ月分を、当社に遅滞なく支払うこととします。

第8条(初期サービス)

当社は、初期サービスとして、受付締切日(毎月8日。8日が当社の営業日でない場合は前営業日。以下同じ)までになされた前条の申請、又は申込について、受付締切日の翌日から必要な専用端末等の調達手配を行い、必要な設定作業を行った上で、受付締切日が属する月の翌月上旬に、指定場所に専用端末を届けます。

2. 専用端末のお届け日は、事前に契約者と協議の上で定め、契約者は利用者基本情報にて指定した指定場所において受入れをします。
3. 前項において、当社が専用端末を契約者に引渡した日を専用端末の引渡完了日とします。
4. 契約者が正当な事由なく専用端末の受入れを拒絶した場合は、個別契約の取り下げとみなし、契約者は違約金として、当該個別契約に係わる第26条に規定する手数料金、及び月額利用料の14カ月分を当社に遅滞なく支払うこととします。
5. 引渡しに関わる運送費等の諸費用は、当社の負担とします。

第9条(無償提供期間)

引渡完了日が属する月の月末までの期間は、第26条に規定する月額利用料を適用しない無償提供期間とします。

2. 無償提供期間中に引渡完了した専用端末に瑕疵があったときは、契約者は直ちに当社に連絡をすることとし、当社は代替する専用端末を準備して改めて契約者に引渡し、契約者はこれに協力します。
3. 引渡しから無償提供期間満了までの間に、専用端末の滅失または毀損が発生した場合は、契約者は直ちに当社に連絡をすることとし、第14条及び別表に規定する損害賠償金、または修理費及び引き取り手数料を遅滞なく、当社に支払います。

第10条(最低利用期間)

本サービスのサービス開始日は、前条規定の無償提供期間が満了した翌月1日とします。

2. 本サービスの提供を受けることができる時間は、24時間365日とします。但し、第18条に規定するサービスの中止時間については、当該サービスの提供時間から除くものとします。
3. サービス開始日から起算して12カ月間は、契約者が途中解約を行うことができない最低利用期間となります。
4. 前項にも係わらず最低利用期間の満了日までに解約申込があった場合は、解約申込日が属する月の翌月末日を解約日とし、最低利用期間満了までの残存期間に相当する第26条に規定する月額利用料を違約金として、契約者は解約日が属する月の翌々月末までに、一括して当社に支払うものとします。
5. 第3項に規定する最低利用期間中に、第12条に規定するサポートサービスによって代替機との交換が行われたとき、その原因が契約者の過失によるものであった場合は、交換を行った日が属する月の翌月1日から新たに12カ月間の最低利用期間が設けられます。

第11条(専用端末の使用と保管)

契約者は、専用端末を本来の目的の用法に従い、且つ関係法令やガイドラインを遵守して、善良な管理者の注意をもって、適切に使用及び保管します。

2. 契約者は、第8条に規定する初期サービスにおいて、専用端末と同梱の取扱説明書を必ず確認の上、専用端末の取扱いに注意を払います。
3. 専用端末の保管は、指定場所に限ることとします。
4. 指定場所からの移動、持ち出しによる専用端末の使用は、契約者の自己の責任で行うこととします。

5. 専用端末を利用患者の自宅で使用する場合は、契約者は、利用患者または同居人等による利用について責任を負います。
6. 専用端末の使用や保管等により、第三者が損害を受けたときは、契約者がこれを賠償し、その責任において自己の費用で解決し、当社に何ら負担をかけないものとします。

第12条(サポートサービス)

当社は、サポートサービスとして、専用端末の滅失や毀損等もしくは本サービスの使用ができない状態が発生した場合の連絡受付窓口を設け、契約者からのサポート依頼を受け付けます。

2. 契約者は、専用端末が正常に使用できなくなったり、もしくは本サービスの提供を受けることができなくなった場合、移動無線の電波の受信状況、電源供給に支障のないことを確認の上で、直ちに当社に連絡することとし、当社は原因の特定作業を行い、契約者はこれに協力するものとします。
3. 当社は、本サービスを行う為の電気通信サービスに障害や利用停止等が生じ、本サービスの提供ができなくなったことを知った場合、その旨を当社所定の方法で契約者に通知し、速やかに復旧に努めます。
4. 契約者は、当社により、故障した専用端末が正常稼働品と交換される場合があることを承諾し、当社による代替機との交換に協力します。
5. 当社は、専用端末の使用状況と保管状況に関して、いつでも契約者に対して必要な報告を求めることができるものとします。

第13条(専用端末の所有権)

専用端末の所有権は、当社が指定する転貸借事業者が指定する賃貸借事業者に属します。

2. 第三者が専用端末について権利を主張し、または仮処分等の強制執行の申出を行う虞があるときは、契約者は専用端末が当社からのレンタル物件であることを主張、立証することにより、侵害を防ぐとともに、その事情を当社に通知するものとします。
3. 契約者は、本約款による権利及び専用端末を、第三者に譲渡または使用させ、もしくは担保に供する等により、専用端末の所有権を侵害し、またはその虞のある行為をしないものとします。
4. 契約者は、専用端末に貼付された所有権を明示する標識及び端末識別の為の標識等を隠蔽、除去、汚損しないこととします。

第14条(専用端末の滅失及び毀損)

専用端末が滅失し、もしくは盗難にあう等、契約者が専用端末の占有を失い、前条規定の所有権が回復する見込みがないと契約者が認めた場合、または専用端末が毀損した場合には、契約者は直ちに当社に連絡します。

2. 当社の責めに帰すべき事由を除き、滅失及び毀損が発生した場合は、契約者は別表記載の損害賠償金、または修理費及び引取り手数料を遅滞なく、当社に支払います。
3. 前項の損害賠償金の算出にあたって、火災を証明する書類、盗難を証明する書類、落雷や水災を証明する書類の提示があった場合には、別表に定める減免額を適用します。
4. 第2項規定の損害賠償金が支払われた日をもって、専用端末の所有権は、第13条に規定する所有権者から、契約者に移転します。
5. 滅失した専用端末が発見された場合、契約者はその責任において、当該端末を法律に従って処分することとし、第2項規定の

損害賠償金または修理費及び引取り手数料は、一切返金されることはありません。

第15条(専用端末の原状変更及び附合物)

契約者は、専用端末を本サービス利用以外の目的で使用しないものとします。

2. 契約者は、専用端末に実装されているSIMカードを取り外したり、他の目的の為に使用したりしないものとします。
3. 契約者は、専用端末に他の装置を附着、または一部を除去、及び取替える等、専用端末の仕様、性能、機能、品質等を変更し、引渡時の原状を変更しようとするときは、事前に当社の書面により承諾を得るものとします。これに違反した場合、契約者は、これによる当社及び第三者が被った損害及び逸失利益の賠償、並びに現状回復をする義務を負います。
4. 前項の場合、専用端末の附合物はすべて当社の所有とし、本約款の適用を受けます。
5. 契約者は、専用端末の全部または一部、端末アプリケーションに関し、変更または改作、複製、第三者への譲渡、再使用権の設定を行えないものとします。

第16条(再回収)

当社が専用端末を指定場所に引取りに行ったにもかかわらず、契約者がこれに協力せず、よって専用端末を再回収する必要が生じた場合には、契約者は、当社に対し、別途、再回収に伴う別表記載の「引取り手数料」を支払うものとします。

第17条(個別契約の内容変更)

契約者は、通信容量の増額に限り、個別契約の内容変更をすることができ、同変更を希望する契約者は、当月8日(8日が当社の営業日でない場合は前営業日)までに、契約者マイページから変更の申込をすることで、翌1日から契約内容が変更となります。

第18条(サービスの中止)

当社は、本約款の定めに従い、誠実に本サービスを契約者に提供します。但し、本サービスが中断または、中止することなく提供されることを保証するものではありません。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を中止することができます。
 - (1)本サービスの用に供する設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (2)当社が指定する電気通信事業者設備の保守上または工事上やむを得ないとき
 - (3)当社が指定する電気通信事業者が電気通信サービスを中止、または、通信利用の制限をしたとき
 - (4)本サービスの提供に必要な機器または端末アプリケーションが不具合等により停止したとき
 - (5)天災、事変等の事由により、本サービスの提供が困難になったとき
 - (6)法令等の改正、成立により、本サービスの運営が困難となった場合
 - (7)その他、当社が本サービスの提供の中止が必要と判断した場合

3. 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止する場合には、当社所定の方法により、予め契約者に通知するものとします。但し、当社が緊急やむを得ないと判断するときは、この限りではありません。
4. 当社は、第2項による本サービスの提供の中止を行った場合、速やかに対応措置を決定、復旧に努めるものとします。
5. 当社は、第2項による本サービスの提供の中止により、契約者、登録医師、登録医療スタッフ、利用患者、その他第三者に損害、その他の不利益が生じても、何ら責任を負わないものとします。

第19条(サービスの停止)

当社は、本約款上の義務を現に怠り、または怠る虞がある契約者に、当社所定の方法により、事前に通知することで、何ら責任も負うことなく、本サービスの提供を停止することができます。

第20条(個別契約の解約)

契約者は、個別契約を解約しようとするときは、契約者マイページから解約申込を行うことができます。

2. 解約申込を行った日が属する月の翌月末を解約日とし、個別契約が解約となります。
3. 当社は、当社から契約者に連絡の上で、個別契約が解約となった月の翌月上旬に、指定場所に専用端末を引取りに行き、契約者はこれに協力します。
4. 契約者が専用端末の返還に遅延した場合、契約者は損害金として、返還完了まで第26条に規定する月額料金を契約者に支払うものとします。当該損害金は、月額をもって計算するものとし、日割りはしません。
5. 契約者は、解約後であっても、解約日から第3項規定の引取りが完了するまでの間、第11条、第13条、第14条及び第15条の規定は、なお有効に適用されます。

第21条(契約者が行う利用者基本情報の解除)

契約者が、利用者基本情報を解除しようとするときは、全ての個別契約が解約となった後、契約者マイページからその申込を行うことができます。

2. 利用者基本情報は、解除申込を行った日が属する月の月末に解除されます。
3. 利用者基本情報の解除申込以降、契約者は、同一の契約者アカウントの利用はできなくなります。
4. 前項にかかわらず、本サービスに係る費用、料金その他の当社に対する金銭債務は消滅することなく、支払いが全て完了となった月の翌月末までは、なお契約者アカウントは利用可能とします。
5. 利用者基本情報解除後の契約者に関する情報データは、論理削除のみ行い、当社の定める一定期間内は、物理削除は行わないものとします。

第22条(当社が行う契約解除)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告も要せず、直ちに利用者基本情報並びに個別契約の全部または一部を解除することができます。

- (1)第19条に規定するサービスの停止となり、なおその原因が解消されないとき
 - (2)本約款の条項のいずれかに違反したと当社が判断し、かつ当該違反に関して、契約者に当社所定の方法による通告を行った後、30日以内にこれを是正しないとき
 - (3)本サービスに係る費用、料金その他の当社に対する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (4)差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売の申立てを受け、または自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、もしくは破産の申立てをしたとき
 - (5)自ら振出し、もしくは引き受けた手形、または小切手につき、不渡り処分を受け、もしくは支払停止状態に至ったとき
 - (6)営業の廃止または解散の決議をしたとき
 - (7)前3号のほか財産状態が悪化し、またはその虞があると認められる相当の理由があるとき
 - (8)監督官庁により、営業取消または停止等の処分を受けたとき
 - (9)前各号に準ずるとき
2. 契約者において、前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、契約者は、当社に対する本約款に基づく支払債務につき、当然に期限の利益を失い、直ちに当社に支払うものとします。
 3. 利用者基本情報解除後の契約者に関する情報データは、論理削除のみ行い、当社の定める一定期間内は、物理削除は行わないものとします。

第23条(利用に係る契約者の義務)

- 契約者は、契約者アカウントと、契約者マイページについて、第三者に漏洩しないよう、善良な管理者の注意をもって管理することとし、契約者の故意または過失により、第三者に知られることで生じた損害は自らの責任で負担するものとします。
2. 契約者は、欧州経済領域(European Economic Area:EEA)内の国籍を持つ個人を、登録医師、登録医療スタッフ、及び利用患者とした本サービスの利用は行わないものとします。
 3. オンライン診療に関して生じた問合せ、苦情、請求、紛争等については、契約者と利用者の間で解決するものとし、これらの紛争等について、当社に責任を求めることなく、また、その解決への関与も求めないこととします。
 4. 契約者は、本サービスの利用において、自らが登録、変更、追加、削除した情報、または使用した情報について、常に契約者が責任をもって正確な状態に保つものとし、契約者の責任で保管及びバックアップを行うこととします。
 5. 契約者は、契約者自身に関わる登録情報に変更が生じたときは、契約者マイページにて、最新情報に更新するものとします。更新を怠った為に当社からの通知等が到達しなかったときも当社に責任を求めないこととします。

第24条(当社の義務)

当社は、契約者のデータの情報セキュリティを確保する為に、情報セキュリティ方針を定め、これを遵守するとともに、本サービスに関するインフラストラクチャ、ネットワーク、端末アプリケーション及びシステムを対象とした情報セキュリティ対策を継続して行います。

2. 当社は、前項の情報セキュリティ対策の為に、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を取得するとともに、システ

ムの改修及びバージョンアップを行います。

3. 当社は、各種法令、規則、ガイドライン等、オンライン診療に関連する法令等に準拠したサービスを維持するよう、継続して管理を行います。

4. 当社は、本サービスに係るシステム障害等に関する情報を当社ウェブサイトへの掲示、専用端末上での表示、登録済み電子メールの送信のいずれかの方法で契約者に通知することとします。

第25条(守秘義務)

当社及び契約者は、第6条に規定する契約申込以降、相互に知り得た当社または契約者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を遵守し、これを目的外に使用しないこととします。

但し、法令上必要とされる場合、相手方の同意を得た場合、または主務官庁から報告を要請された場合は除きます。

第26条(利用料金)

契約者は、本サービスの利用にあたり、契約者マイページ内に掲示する別表に記載する料金を当社に対して支払うものとします。

2. 料金の体系は、次の通りとし、個別契約毎に発生します。

分類	料金種別	適用
手続料金	初期登録料	個別契約の成立をもって適用されます。
	通信容量変更手数料	
月額料金	月額利用料	第10条に規定するサービス開始日が属する月から、第20条に規定する解約日が属する月までの期間適用されます。 2. 前項期間中に、第12条に規定する本サービスの使用ができない状態が発生したとき、第18条第2項に規定するサービスの中止があったときにも、係る期間に対応する月額料金を支払うものとします。

3. 当社は、経済情勢、公租公課等の変動または本サービス内容の変更などにより、初期料金及び月額料金の額が不相当となり、変更する必要が生じたときは、変更後の利用料金を適用する2カ月前までに、当社所定の通知方法により、契約者に通知することで、変更できるものとします。

第27条(消費税等)

契約者は、当社に対し、利用料金に対する税法所定の税率による消費税額、地方消費税額を利用料金に付加して支払うものとします。尚、日割計算の結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第28条(支払方法)

契約者の当社に対する支払いは、当社の指定する金融機関の口座へ振り込む方法によるものとし、その振込手数料は契約者負担とします。なお、第26条及び第27条に規定する利用料金等の支払期限は、次の通りとします。

分類	料金種別	支払期限
手続料金	初期登録料	当該個別契約のサービス開始月の翌々月25日まで
	通信容量変更手数料	通信容量変更を実施したサービス開始月の翌々月25日まで
月額料金	月額利用料	当月分の料金を翌々月25日まで

2. 契約者は、請求内容の詳細について、契約者マイページにて確認ができ、当社から書面による請求書の発行は行わないものとします。

第29条(延滞利息)

契約者は、利用料金その他の債務(延滞利息を除く)について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から完済日の前日までの日数について、年14.6%の割合で算出した額を延滞利息として、当社に対し支払うものとします。尚、日割計算の結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

第30条(禁止事項)

契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に規定する事項を行わないものとします。

- (1)利用者基本情報、及び個別契約にかかる情報に関して、虚偽の情報を申請または申込する行為
- (2)登録管理者及び医師資格者情報に関して、虚偽の情報を登録する行為
- (3)目的外の使用、オンライン診療に係るガイドライン等から逸脱する行為
- (4)契約者アカウントを、第三者へ開示したり、利用させること
- (5)専用端末を第三者に転貸したり、譲渡する行為
- (6)自らまたは第三者の為に不正な利益を得ようとする行為
- (7)専用端末の改造、他のアプリケーションをインストールし、使用する行為
- (8)有害なコンピュータプログラム等を使用、送信または受信可能な状態におく行為
- (9)第三者を差別、誹謗、中傷またはその名誉もしくは信用を毀損するような行為
- (10)第三者の財産、肖像権またはプライバシーを侵害する行為
- (11)第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
- (12)選挙運動またはこれに類似する行為及び公職選挙法に違反する行為
- (13)事実と反する情報または意味のない情報を書き込む行為
- (14)不正アクセスまたは不正アクセスに結びつく行為
- (15)公序良俗に反する行為
- (16)他の医療機関、サービス事業者に不利益もしくは経済的損害を与える行為

- (17)他の医療機関、サービス事業者に広告、宣伝もしくは勧誘の情報を送信する行為
- (18)詐欺、業務妨害等の犯罪または犯罪に結びつく行為
- (19)個人情報保護法、特定電子メールに関する法律、電気通信関連法令その他の法令に違反する行為
- (20)「医師法」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に違反する行為
- (21)「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に反する行為
- (22)前各号のいずれかに該当する行為を助長または幇助し、または該当する虞があると当社が判断する行為
- (23)その他本サービスの運営を妨げると当社が判断する行為

2. 契約者が前項各号に違反し、当社または第三者に対して損害を与えた場合は、契約者は、当社または当該第三者に対して、損害賠償義務を負うものとします。

第31条(免責)

当社は、次の各号に定める事由により、契約者、利用患者及び第三者に発生した損害について免責されます。

- (1)地震、台風、洪水、異常気象等の天災地変及び火災、停電、戦争、暴動、テロ、病災、政府の規制、法令改正その他の不可抗力並びに合理的に当社の管理不能な事由
- (2)電気通信サービスの混雑、他回線の干渉、電波が伝わりにくい、契約通信容量を超えた場合等による通信速度の低下や通信途絶に起因する事由
- (3)顔認証アプリケーションの認識率に起因する事由
- (4)未知のウイルスまたは未知の手法による不正アクセス、第三者による違法行為、犯罪行為に起因する事由
- (5)本約款において当社が定める遵守事項を契約者が遵守しないことに起因する事由
- (6)その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 本サービスにおいて実施される診療行為等については、契約者が一切の責任を負い、当社はその内容について一切の責任を負いません。

3. 当社は、本サービスについて、完全性、正確性、可用性、有用性、適合性または正当性に関する保証は行いません。

4. 当社は、セキュリティホール等の脆弱性が完全に排除されていること、不正アクセス等の侵入による情報漏洩が完全に防止されることを保証するものではありません。

第32条(損害賠償)

当社の責めに帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じたとき、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上、その状態が連続したとき、その連続時間を24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する月額料金の日割相当額を損害賠償金として、当該月の翌月に返金します。尚、日割計算の結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

2. 本サービスに関する当社の損害賠償額の総額は、請求原因の如何に係らず、当該損害発生の原因となった個別契約

の利用料金の1カ月分の月額利用料相当額を上限とします。

3. 年間における当社の損害賠償額の累計は、いかなる理由による場合であっても、当該個別契約において当社が契約者から受領した月額費用の年額相当額を超えないものとします。
4. 当社の故意または重大な過失により、本サービスを全く利用できない状態が生じたときは、第2項の規定は適用しません。
5. 前3項に定める当社の損害賠償範囲は、契約者が現実には被った直接かつ通常の損害に限るものとし、かつ逸失利益、第三者の請求に基づく損害は含まないものとします。
6. 本条に定める契約者の損害賠償請求権は、損害発生の日から10カ月以内に行使しなければ消滅します。

第33条(再委託)

当社は、合理的に必要な範囲内で、本サービスの提供に係る業務の全部または一部を再委託することができるものとします。

第34条(個人情報等)

本サービスの利用に際して、契約者が登録した情報には、セキュリティに関する情報、個人情報が含まれ、専用サーバーに保存されます。契約者は、本サービス利用にあたって、契約者が登録した全ての情報を次の各号に定める範囲においてのみ、当社が利用することに同意します。

- (1)本サービスを提供すること
 - (2)契約者への当社からの通知等、契約者とのコミュニケーションを行うこと
 - (3)利用者基本情報及び個別契約の申請又は申込の際に審査を行うこと
 - (4)第8条に規定する初期サービスの提供において、当社が当社の責任により、指定する委託会社に、安全管理措置を講じた上で、専用端末の設定情報及び配送先等の情報を開示すること
 - (5)第12条に規定するサポートサービスの提供において、当社が当社の責任により、指定する委託会社に、安全管理措置を講じた上で、連絡先、個別契約内容、専用端末の設定情報及び代替品交換先住所等の情報を開示すること
 - (6)契約者への当社からの広告、宣伝及び各種イベント、特典を実施する為の連絡や印刷物等の配送をすること
 - (7)本サービスに関する権利義務関係の管理を適切に行うこと
 - (8)個人が特定されないように加工した統計情報を、本サービスの品質向上並びに学術的な研究及び研究結果発表のために活用すること
2. 当社は、登録された情報を、当社が本サービスの履行を委託する委託先に開示し、取り扱わせることができるものとし、この場合、当社は、本条に定める自己の義務と同等の義務を当該委託先に負担させる責任を負います。
 3. 当社は、前2項に定める場合を除き、契約者の事前の書面による承諾なく、登録された情報を第三者に開示し、または漏洩しないものとし、登録された情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他適切な管理の為に必要な措置を講じます。
 4. 契約者は、利用患者に関する情報(以下、「患者情報」といいます。)を登録するにあたり、予め利用患者本人から次の承諾を得るものとします。

- (1)当社が、本サービス提供に必要な限度で登録された患者情報を閲覧し取り扱うこと
 - (2)当社が、本サービス提供に必要な限度で当社の委託先に対し、登録された患者情報を開示し、取り扱わせること
 - (3)契約者が、本サービスの利用を目的として、情報連携を取り決めた契約者相互において、登録された患者情報を共有すること
 - (4)当社又は契約者が、患者情報について個人が特定されないよう加工した統計情報を、本サービスの品質向上並びに学術的な研究及び研究結果発表のために活用すること
5. 当社は、前項の登録された患者情報については、契約者からの指示に従い管理するものとし、直接利用患者からの削除要求等には応じません。
6. 第3項の定めにかかわらず、当社は、法令の定めに基づき、または官公署から要求がなされた場合、当該法令の定めに基づく開示先または要求のあった官公署に対して登録された情報を開示することができます。この場合、当社は、関連法令に反しない限り、予め契約者に通知するように努めます。

第35条(権利及び義務の譲渡)

契約者は、本約款に基づく権利または義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることや、第三者に相続させることはできません。

2. 当社が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合には、契約者の承諾を得ることなく、当該事業譲渡に伴い、本約款に基づく権利及び義務並びに契約者の登録情報その他の顧客情報等を含む本約款上の地位を、当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとします。なお、このことは、事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合においても同様とします。

第36条(反社会的勢力との取引排除)

契約者は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。

(1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」といいます。)

(2)暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者

(3)自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者

(4)暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者

2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為

(2)脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(3)その他前各号に準ずる行為

3. 契約者が前2項のいずれかに違反したときは、契約者は、当社に対する本約款に基づく支払債務につき、当然に期限の利益を失い、直ちに当社に支払うものとし、当社は、催告なく、利用者基本情報及び個別契約を直ちに解約・解除することができ、利用者基本情報解除後の契約者に関する情報データは、論理削除のみ行い、当社の定める一定期間内は、物理削除は行わないものとします。なお、これらにより、契約者に損害が生じた場合にも、当社は何らの責任も負担しません。

第37条(合意管轄)

本約款及び個別契約に関連して生じた一切の紛争については、請求額が140万円以下の比較的少額の事件については、簡略的な手続で審理が行われるように「東京簡易裁判所」を、それ以外の事件については「東京地方裁判所」を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決を図るものとします。

以上

2019年8月20日

別表

2019年8月20日 制定

リモケア・サービス料金表

1. 手続きに関する料金

料金種別	料金額	単位
初期登録料	20,000円	1個別契約ごとに
通信容量変更手数料	6,000円	1通信容量の増量申請ごとに(減量はできません)

2. 利用に関する月額料金

① 医師用端末に係るもの				
契約プラン	通信容量	料金内訳	料金額	単位
D20	20Gbyte	システムサービス料	21,000円	月々端末1台ごとに
		セキュア通信料	8,000円	
		端末レンタル料	5,000円	
D30	30Gbyte	システムサービス料	21,000円	月々端末1台ごとに
		セキュア通信料	12,000円	
		端末レンタル料	5,000円	
② 医療スタッフ用端末に係るもの				
契約プラン	通信容量	料金内訳	料金額	単位
T10	10Gbyte	システムサービス料	16,000円	月々端末1台ごとに
		セキュア通信料	4,000円	
		端末レンタル料	5,000円	
T20	20Gbyte	システムサービス料	16,000円	月々端末1台ごとに
		セキュア通信料	8,000円	
		端末レンタル料	5,000円	
③ 患者用端末に係るもの				
契約プラン	通信容量	料金内訳	料金額	単位
P10	10Gbyte	システムサービス料	3,000円	月々端末一台ごとに
		セキュア通信量	4,000円	
		端末レンタル料	5,000円	
上記①②③において、本サービス利用により発生したデータ送受信量の総和が契約通信容量を超えた場合、超過時点より、通信速度が制限され、本サービスの利用に支障が発生することがあります。				

3. 損害賠償等に関する料金

条件	項目	計算式
専用端末の滅失または修理不能な場合	損害賠償金	4,000円×(37－課金月数) ※初月無償期間中の滅失は「課金月数」を「0」、36カ月以上継続利用の場合は「課金月数」を「36」とする。
	減免額	4,000円×(37－課金月数×10) ※「課金月数×10」が36を超える場合は、全て36とする。
専用端末の修理が可能な場合	修理費及び引取り手数料	別に算定する修理費実費と「引取り手数料」12,000円の合算とする。但し、当社が別途規定する端末標準使用期限となる3年間を経過している場合は、修理費実費は一律10,000円とし、引取り手数料と合算した22,000円とする。
	減免額	修理費実費を無償とする。

以上

別表

料金については、お問合せください。契約代理店が訪問し、ご案内いたします。